



発行 東京都

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和7年5月二十六日

一 施行者の名称	東京都知事 小池百合子
二 都市計画事業の種類及び名称	東京都市計画公園事業品川第二・二種・七十三号子どもの森公園
三 事業施行期間	令和7年5月26日から令和9年3月31日まで
四 事業地	品川区北品川三丁目地内

収用の部分

○令和7年第二回東京都議会定例会の招集
○都市計画事業の認可(二件)
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除

○(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)一
○(財務局主計部議案課)一
一
一
一

なし

●東京都告示第六百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき国分寺都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和7年5月二十六日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第六百十九号
令和七年第二回東京都議会定例会を、六月一日に招集する。

令和七年五月二十六日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第六百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、

なし

●東京都告示第六百二十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といいう。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月26日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区東池袋一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

一 施行者の名称	国分寺市
二 都市計画事業の種類及び名称	国分寺都市計画緑地事業第六号新町一丁目緑地
三 事業施行期間	令和7年5月26日から令和十年3月31日まで

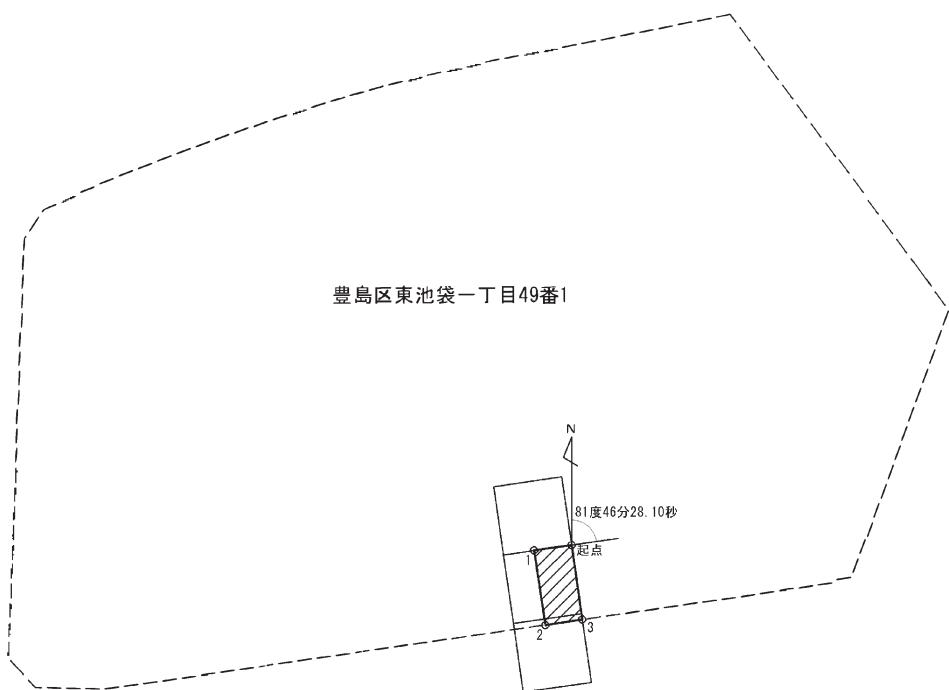
事業地

東京都知事 小池百合子

一 取用の部分
国分寺市新町一丁目地内

使用の部分

別図



【凡例】

- ：単位区画
- - - - -：筆境界
- ：調査対象地
- ▨：形質変更時要届出区域
(この告示で指定する区域)

【起点】

起点は、座標 (X = -29560.689, Y = -10639.716) とする。

【格子の回転角度 (81度46分28.10秒)】

格子の回転角度は、起点通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標データ】

地点名	X座標	Y座標
起点	-29560.689	-10639.716
1	-29561.425	-10645.193
2	-29572.222	-10643.529
3	-29571.446	-10638.161

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

◎ 東京都告示第六百二十三号
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條
第二項の規定により、令和六年東京都告示第千百四十二号
により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第
三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次
のとおり告示する。

令和七年五月二十六日

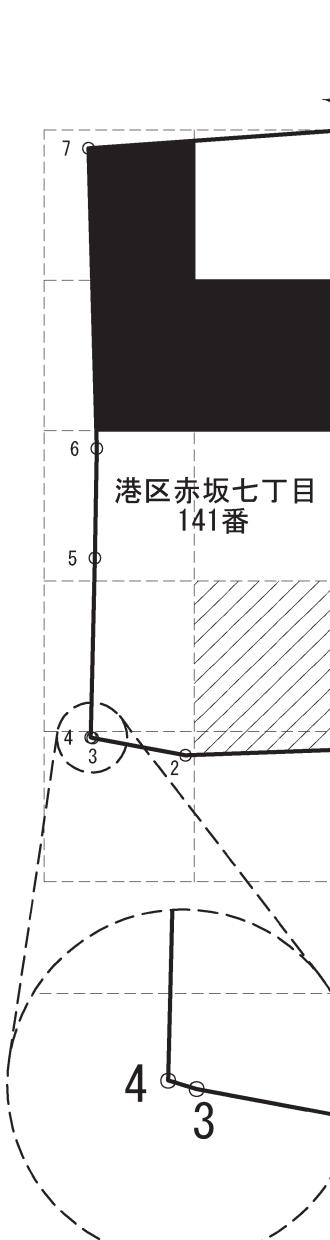
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区赤坂七丁目
地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
なかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- 指定を解除する区域

■ 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第1142号により指定した区域)

【起点】

起点は、港区赤坂七丁目141番の最北端とする。

【格子の回転角度 (82度53分28.89秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
起点	-36157.653	-9361.307
1	-36198.529	-9356.210
2	-36200.216	-9366.655
3	-36199.837	-9372.931
4	-36199.816	-9373.061
5	-36187.938	-9374.258
6	-36180.700	-9375.040
7	-36160.950	-9378.047

※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む) 三〇円印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの